

建築基準法第51条のただし書きの規定による許可申請の付議

施設名	位置	面積	備考
街クリーン株式会社 廃棄物処理施設	南城市玉城字奥武 899番地 他16筆	16,686.63 m ²	処理能力 ・汚泥：15.26 m ³ /日 ・廃油：7.45 m ³ /日 ・廃プラスチック：400kg/日 ・産業廃棄物の焼却：1430 kg/日

「位置は計画図表示のとおり」

申請者：街クリーン株式会社 代表取締役 赤嶺 太介
南城市玉城字前川 1188番地

建築物及びその敷地に関する事項

地番地名：南城市玉城字奥武 899番地 他16筆

敷地面積：16,686.63 m²

主要用途：ごみ焼却場その他の処理施設（産業廃棄物処理施設）

理 由： 建築基準法第51条では、都市計画区域内においては卸売市場やごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物で都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、同条ただし書きの規定に基づき都市計画審議会の議を経たうえで、特定行政庁の許可を得れば設置することができることとなっています。

申請の敷地は、南市の都市計画区域内に入っており、都市計画法においてその敷地の位置が決定していないため、原則産業廃棄物処理施設は建築できませんが、同条のただし書き許可を受けることで建築が可能となります。

当該施設は産業廃棄物処理の安定化とさらなる減量化により最終処分場の削減、最終処分場の延命化等、沖縄県の適切な社会資本と新たな設備投資を図り、循環型社会を実現するための施設であるため、許可に向けて都市計画審議会に付議いたします。

許可事項：建築基準法第 51 条ただし書きの規定による許可
申請者：街クリーン株式会社 代表取締役 赤嶺 太介
申請地：南城市玉城字奥武 899 番地 他 16 筆
建築物：新築 ごみ焼却場その他の処理施設（産業廃棄物処理施設）
延べ面積 2,723.32 m²
焼却棟 4 棟 鉄骨造 1 棟のみ 2 階建て 他平屋
事務所棟 1 棟 木造 平屋
倉庫棟 1 棟 RC 造 平屋

許可相当理由

本許可申請は、建築基準法第 51 条に規定する許可申請について、下記の理由により都市計画上の支障がないと認め、許可相当とする。

記

1. 施設が周囲に及ぼす影響が少ないとすること

搬出入口が交差点から 5 m 以上離れ、敷地周辺の交通に過度な影響を与えない。
計画地より 100m 以内に学校、福祉施設、病院等がない。
環境面の対策が計られている。

2. 都市計画上の不備がないこと

南城市的都市計画マスタープランにおいては、工業・流通業務地として指定され、整合が図られている。

なお、当該地域は、ごみ焼却場や産業廃棄物処理施設は都市計画決定されておらず、原則として建築基準法第 51 条に基づき建築はできないため、同条ただし書きの許可を適用する。

3. 公益性の高いものであること

都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な都市施設として定められており、公益性が高いものである。また、最終処分場の延命化の為にも中間処理（減量化施設）は必要不可欠である。

4. 周辺住民から同意が得られていること

建築基準法第 51 条ただし書きにおける許可申請の手引きに基づき、同意を得る必要がある対象はいないが、周辺自治会や周辺地権者、事業者等へ計画内容について周知説明を行っている。

以上

事業概要

□計画敷地概要

